

静岡市市民活動センター 指定管理者選定にかかる質問に対する回答

1. 番町市民活動センター及び清水市民活動センターに共通する項目

| No. | 種類  | 質問   | 回答   |
|-----|-----|--|--|
| 1   | 仕様書 | <p>清水市民活動センター仕様書(14ページ)<br/>                     (7)修繕料の精算<br/>                     「毎年年度精算をする」とありますが、この手続きについて、教えてください。変更契約を結んで、精算するということですか。具体的にはどのように精算手続きをしますか。<br/>                     また、「修繕料の精算」とありますが、別表4に出てくる「備品の維持管理」にある修理費に出てくる30万円は、精算をしないのですか。</p> | <p>まず、仕様書に記載されている修繕料の上限額30万円、修繕にあたって市と指定管理者の役割を区分するための基準金額30万円については、いずれも税抜金額となります。</p> <p>次に、修繕料の精算方法については下記のとおりです。なお、精算にあたって変更契約は締結しません。</p> <p>①毎年度3月31日付で、1年間に支出した修繕料について報告していただきます。<br/>                     ②当課で報告書を確認し、修繕料が324,000円(消費税及び地方消費税を含む)未満であった場合は、差額分の返納通知書を送付しますので、期限までに納入していただきます。</p> <p>また、別表4の「備品の維持管理」にある「一件30万円未満の修理」についても修繕料に含まれます。したがって、「維持管理業務」、「備品の維持管理」の合計の修繕料が324,000円(消費税及び地方消費税を含む)未満であった場合は返納してもらう必要があります。</p> |

2. 清水市民活動センターのみに関する項目

| No. | 種類  | 質問  | 回答   |
|-----|-----|---|--|
| 1   | 仕様書 | <p>清水市民活動センター仕様書(19ページ)<br/>                     別表2:「3. 指定管理者が行う業務」関係<br/>                     ※ 管理用の回線と利用者の回線は分離すること。また、システムの運用にあたり、管理用の回線については固定IPアドレスを取得すること。なお、インターネット回線は光回線とすること。</p> <p>上記の件について、いくつか質問があります。</p> <p>1. 回線分離について<br/>                     インターネット接続に関して、管理用PC群と利用者端末のネットワークを分離しようとすると、事務所内のMDFには機器が収納できません。MDFの外にONUやルータ等のインターネット接続用機器を設置する場合、セキュリティ面、物理面の管理上の問題が生じます。<br/>                     そこで、インターネット接続は、単一のものとし、管理用PC群と来館者端末をVLANにより分離した接続方法でネットワーク分離をしたいと考えていますが、それでよろしいでしょうか。<br/>                     VLANにより、各端末間の通信は遮断されること、ネットワーク機器類をすべてMDF内に収納できることにより、物理的なセキュリティは高められ、管理もしやすいものとなります。</p> <p>2. 固定IPアドレスの取得<br/>                     センター内には、WEBサーバーやメールサーバーを設置するとすると、ダイアウォールをはじめとした、インターネット接続機器類も合わせて設置することとなり、物理的なセキュリティ確保の観点や空調や物理的セキュリティの観点からの設備が必要となります。センター内部にはこのような設備を整備するスペースはなく、日常的なネットワーク管理に関しての選任担当者をおくこともできないことから、このような対外的なサービスのためのサーバー類は、shimizu-s-center.orgというドメインを取得し、レンタルサーバーによるサービスを利用しています。</p> <p>2-1:<br/>                     厳密には固定IPではありませんが、運用上大きな支障や問題はないと考えられます。また、固定IP取得をすると、従来通りのドメイン取得による運用ではいけませんか。</p> <p>2-2:<br/>                     センター事務所からのインターネットアクセスは、レンタルサーバー上のWEBサーバーのメンテナンス、メール受発信に加え、インターネット検索、SNS閲覧・投稿等、センターから外部へのアクセスのみでの使用となります。このような利用の場合、特に固定IPを取得する必要性はないと思われます。</p> | <p>平成30年度稼働の予定の市民活動支援システムのうち、こ・こ・こに人材バンクへのアクセスについて、セキュリティ上、IPアドレスによるアクセス制限を実施します。</p> <p>仕様書「3. 指定管理者が行う業務 (1)センター条例第3条に規定する業務 ⑥システムに関すること エ システムによるメール発信の確認」(4ページ)を実施するにあたり、こ・こ・こに人材バンクへアクセスする必要があるため、その事務を担う清水市民活動センター職員が利用する業務用端末からのみアクセスできるようにするため、仕様上、固定IPの取得を求めています。</p> <p>業務用端末とセンター利用者が同一のインターネット回線を使用した場合、センター利用者もこ・こ・こに人材バンクにアクセスできる可能性があるため、回線分離を求めるものです。</p> <p>ご提案のVLANによる分離は、同一ネットワーク内の各端末間の通信を遮断する方法であって、上記分離の趣旨とは異なる対策であると思われます。</p> <p>ご提案の際には、上記の趣旨を踏まえたご検討をお願いいたします。なお、業務端末以外のセキュリティ面、物理面の問題については、上記趣旨に反しない範囲で別途協議により対応しますのでご相談ください。</p> |